

令和5年度県産日本酒販路拡大に係る広報業務委託企画提案募集要領

1 目的

令和5年度県産日本酒販路拡大に係る広報業務委託に関し、企画提案募集の要領を次のとおり定める。

2 公告

令和5年11月17日（金）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 川勝平太
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部商工業局地域産業課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2522 FAX 054-221-5002
メール chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 名称
令和5年度県産日本酒販路拡大に係る広報業務委託
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「令和5年度県産日本酒販路拡大に係る広報業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (4) 委託予定事業者数
1者
- (5) 委託限度額
1,999,800円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (6) 委託費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされていない者であること。

- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別精算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 倒産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和5年11月17日（金）
質問票の提出期限	令和5年11月27日（月）12時
質問票の回答	令和5年11月29日（水）
企画提案書・宣誓書の提出期限	令和5年12月13日（水）12時
審査会	令和5年12月18日（月）
審査結果の通知	令和5年12月19日（火）

※ 応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書（様式1）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和5年11月27日（月）12時まで

イ 提出先

3(2)に記載された執行部署

ウ 提出方法

郵送又は電子メール

※ 確実な受信確認のため、メールの場合は提出の際にお電話ください。

エ 回答

質問期限終了後に一括して、静岡県経済産業部商工業局地域産業課ホームページ「令和5年度県産日本酒販路拡大に係る広報業務企画提案募集」内に公開する。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(3) 提出書類

提出書類	部 数
企画提案応募申込書（様式2）	1部
企画提案書（A4判、A3折込み可）	7部
見積書	1部
会社概要またはそれに類するもの	1部
誓約書（様式3）	1部
【該当する場合】パートナーシップ構築宣言書の写し	1部

※ 部数は郵送にて提出する場合の数量。

※ 「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先と共存共栄関係を築くために、企業規模に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組です。

(4) 企画提案書に記載する事項

ア 動画の製作について

- ・基本コンセプト、企画の方向性等
- ・必要な素材の入手方法

イ パンフレットの製作について

- ・基本コンセプト、企画の方向性等
- ・必要な素材の入手方法
- ・パンフレットの寸法、頁数、紙質等

ウ その他

- ・本業務に係る執行体制（翻訳及びチェックの体制を含む）
- ・本事業に係る事務執行スケジュール
- ・県内拠点（県内の本店、支社、支店、営業所等の名称、住所）
- ・過去3年以内の動画、パンフレット等の作成実績

※ 動画、パンフレット等の具体的な内容（実施年度、発注者、業務内容）に

についても記載すること。

・PRポイント

・パートナーシップ構築宣言及びその他社会的取組の実施の有無

※ 社会的取組とは男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等のSDGsの達成に向けた取組をいいます。

(5) 見積書に関する留意事項

・見積上限額 1,999,800円（消費税及び地方消費税額を含む）

・見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

・委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費（企画・運営費、旅費、通信運搬費、消耗品費、使用料、役務費、資料作成費等）とすること。

・以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。

ア 備品等財産取得に関する経費

イ 提案者の他業務と区別できない経費

ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費

(6) 企画提案に際しての注意事項

ア 提出期限

令和5年12月13日（水）12時まで

イ 提出先

執行部署

ウ 提出方法

郵送または電子メール

※ 確実な受信確認のため、メールの場合は提出の際にお電話ください。

エ 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

・提出期限を過ぎて書類が提出された場合

・提出書類に虚偽の内容を記載した場合

・審査の公平性に影響を与える行為があった場合

・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ 著作権、特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

カ 返却等

提出書類は返却しない。また、提出書類の差替及び再提出は認めない。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席等企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

ク その他

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 事前審査

企画提案書を提出した者が4者を超えた場合は、下記の実績により事前審査を行い、上位4者をプレゼンテーション審査の対象とする。評価点が高い者が複数存在する場合は、事務局による書面審査にて順位付けを行う。

<実績>

過去3年以内の動画、パンフレット等の制作実績（印刷のみの場合を除く）

制作件数	点 数	
	動画制作	パンフレット等制作
10件以上	10点	10点
7～9件	7点	7点
4～6件	4点	4点
1～3件	1点	1点
0件	0点	0点

※ 企画提案書に記載がない場合は、0点とする。

(2) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査委員会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の審査、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

各提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査会

ア 日時及び場所

日時：令和5年12月18日（月）13：00～15：00

場所：Zoomを活用したオンライン審査会を想定

※ 詳細については、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

イ 評価項目及び評価基準

企画提案の内容について、以下の評価項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。

その他、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

	項目	主な審査内容
ア	妥当性	事業趣旨に合致しかつ具体的に記述しているか。
イ	確実性	事業実施に係る豊富な知識、経験及びノウハウを有しているか。
ウ	企画性	効果的な提案内容となっているか。
エ	実施体制	事業実施に十分な業務受託体制となっているか。
オ	経済性	費用対効果の観点から効率的な提案内容となっているか。
カ	社会的取組	パートナーシップ構築宣言及びその他社会的取組を実施しているか。

(4) 結果の通知

審査委員会にて委託事業者が決定され次第、全ての提案者に結果を書面で通知する。

(5) 採用とならなかった者に対する説明

採用とならなかった者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日は除く）以内に書面（自由様式）により、理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

なお、契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、この限りではない。

9 留意事項

- (1) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- (2) 社会情勢の変動により、契約後の出展の取止め又は内容変更する場合がある。
- (3) 委託事業終了後においても、継続状況に係る照会が県からあった場合には回答すること。
- (4) この企画提案による契約は、国税庁の酒類の地理的表示「静岡（清酒）」の指定を条件とする。

10 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課地域産業班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-2522 FAX 054-221-5002

メール chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp